

理 由

生産緑地地区について、農業従事者の故障が生じ、後継者もいないために買取り申出がなされ、関係機関への買取りや農業委員会を通じて斡旋を行いましたが、希望者がなかったため、生産緑地法第14条に基づく生産緑地内における行為の制限の解除が行われたことにより、本案のとおり区域変更をしようとするものである。

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（泉南市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名 称	位 置	面 積	備 考	図面番号
樽井 7 号	樽井七丁目地内	—————	廃止	4/10
男里 27 号	男里五丁目地内	約 0.13ha	区域変更	4/10、8/10
信達大苗代 9 号	信達大苗代地内	約 0.07ha	区域変更	5/10
信達牧野 10 号	信達牧野及び馬場地内	約 0.05ha	区域変更	8/10
小 計		約 0.25ha		
岡田 1 号他 220 地区		約 64.06ha	変更なし	
合 計	224 地区	約 64.31ha		

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

